

# 環境物品等の調達の推進を図るための方針

国土交通省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。) 第7条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

## I. 特定調達物品等の令和2年度における調達の目標

令和2年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更(令和2年2月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすものをいう。)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

### 1. 紙類(7品目)

【情報用紙】 ・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラーリンターアイコン 用塗工紙	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
【印刷用紙】 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙	
【衛生用紙】 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー	

### 2. 文具類(83品目)

・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

・回転ゴム印
・定規
・トレー
・消しゴム
・ステープラー(汎用型)
・ステープラー(汎用型以外)
・ステープラー針リムーバー
・連射式クリップ(本体)
・事務用修正具(テープ)
・事務用修正具(液状)
・クラフトテープ
・粘着テープ(布粘着)
・両面粘着紙テープ
・製本テープ
・ブックスタンド
・ペンスタンド
・クリップケース
・はさみ
・マグネット(玉)
・マグネット(バー)
・テープカッター
・パンチ(手動)
・モルトケース(紙めくり用スジーケース)
・紙めくりクリーム
・鉛筆削(手動)
・OAクリーナー(ウェットタイプ)
・OAクリーナー(液タイプ)
・ダストブロワー
・レターケース
・メディアケース
・マウスパッド
・OAフィルター(枠あり)
・丸刃式紙裁断機
・カッターナイフ
・カッティングマット
・デスクマット
・OHPフィルム
・絵筆
・絵の具
・墨汁
・のり(液状)(補充用)

<p>を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のり(澱粉のり)(補充用を含む。)</li> <li>・のり(固形)(補充用を含む。)</li> <li>・のり(テープ°)</li> <li>・ファイル</li> <li>・バインダー</li> <li>・ファイリング用品</li> <li>・アルバム(台紙を含む。)</li> <li>・つづりひも</li> <li>・カードケース</li> <li>・事務用封筒(紙製)</li> <li>・窓付き封筒(紙製)</li> <li>・けい紙</li> <li>・起案用紙</li> <li>・ノート</li> <li>・パンチラベル</li> <li>・タックラベル</li> <li>・インデックス</li> <li>・付箋紙</li> <li>・付箋フィルム</li> <li>・黒板拭き</li> <li>・ホワイトボード用イレーザー</li> <li>・額縁</li> <li>・ごみ箱</li> <li>・リサイクルボックス</li> <li>・缶・ボトルつぶし機(手動)</li> <li>・名札(机上用)</li> <li>・名札(衣服取付型・首下げ型)</li> <li>・鍵かけ(フックを含む。)</li> <li>・チョーク</li> <li>・グラウンド用白線</li> <li>・梱包用バンド</li> </ul>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

### 3. オフィス家具等(10品目)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・いす</li> <li>・机</li> <li>・棚</li> <li>・収納用什器(棚以外)</li> <li>・ローパーティション</li> </ul>	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------







・フリーズドライ食品 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源	
----------------------------------------------	--

## 20. 公共工事

公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、令和2年度は、以下の資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する。

- ・建設汚泥から再生した処理土については、「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号、平成18年6月12日)に基づき、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
- ・土工用水碎スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材、埋立材、覆土材等において、その使用を推進する。また、使用する高炉水碎スラグは、JIS A5011-1（コンクリート用スラグ骨材第1部：高炉スラグ骨材）において環境安全品質基準として定めた項目が、環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）に基づく土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に基づく土壤含有量基準を満たすものとするが、土壤の汚染に係る環境基準の適用を受けない場所に使用する場合は、この限りではない。なお、使用する鉄鋼スラグは製造元及び販売元を把握できるものとする。
- ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。
- ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。
- ・地盤改良用製鋼スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるサンドコンパクションパイ尔の地盤改良材において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・高炉スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・フェロニッケルスラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
- ・銅スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構

造物で、その使用を推進する。

- ・**電気炉酸化スラグ骨材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物でその使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・**再生加熱アスファルト混合物**については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層表層材料として、その使用を推進する。
- ・**鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・**中温化アスファルト混合物**については、再生骨材を使用できない場合において、アスファルト舗装の表層・基層及び加熱アスファルト安定処理路盤材料として、その使用を推進する。また、ポーラスアスファルトには使用しない。
- ・**鉄鋼スラグ混入路盤材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグ混入路盤材に使用する鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであって、JIS A5015（道路用鉄鋼スラグ）の環境安全品質基準値を満たすものを調達する。
- ・**再生骨材等**については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎碎石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。
- ・**間伐材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。
- ・**高炉セメント**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装など、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・**フライアッシュセメント**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・**エコセメント**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において、その使用を推進する。
- ・**透水性コンクリート**については、公園工事における園内舗装等で高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水枡等の水路に使用するコンクリート製品において、その使用を推進する。
- ・**鉄鋼スラグブロック**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事において、重量が 25 t 以下の消波ブロック、被覆ブロック及び根固めブロック等のコンクリートブロック（無筋）並びに人工石材、ボックスカルバート及び排水溝等のコンクリート製品（無筋）で、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。

- ・**フライアッシュを用いた吹付けコンクリート**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、道路トンネル工事及び道路や河川などの法面保護工における吹付けコンクリートにおいて、その使用を推進する。
- ・**下塗用塗料（重防食）**については、河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。
- ・**低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料**については、車道中央線等の区画線において、その使用を推進する。
- ・**高日射反射率塗料**については、人工の地表面の割合の大きい都市化の進んだ地域において、その使用を推進する。
- ・**高日射反射率防水**については、人工の地表面の割合の大きい都市化の進んだ地域において、その使用を推進する。
- ・**再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）**については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。
- ・**再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）**については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。
- ・**パークたい肥**については、施工箇所の土壤及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
- ・**下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）**については、施工箇所の土壤及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
- ・**LED道路照明**については、適用道路条件等に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・**再生プラスチック製中央分離帯ブロック**については、撤去後に回収して再生利用するシステムが構築されていること及び製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う上で支障を来さないものであることを確認した上で、高速道路等の路面にボルト付けするプラスチック製中央分離帯ブロックにおいて、その使用を推進する。
- ・**セラミックタイル**については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・**断熱サッシ・ドア**については、気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。
- ・**製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板**については、使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事においてその使用を推進する。
- ・**フローリング**については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・**パーティクルボード**については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- ・**繊維板**については、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
- ・**木質系セメント板**については、建築工事における内装材などで、その使用を推進

する。

- ・**木材・プラスチック再生複合材**製品については、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において、木材・プラスチック複合材製品を採用する場合に、その使用を推進する。
- ・**ビニル系床材**については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・**断熱材**については、材料の特性に配慮しつつ、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
- ・**照明制御システム**については、建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
- ・**変圧器**については、運用時の負荷率の実態に留意しつつ、建築設備工事において、その使用を推進する。
- ・**吸収冷温水機**については、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・**氷蓄熱式空調機器**については、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・**ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機**については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・**送風機**については、建築設備工事において、適用範囲に留意しつつその使用を推進する。
- ・**ポンプ**については、建築設備工事において、適用範囲に留意しつつその使用を推進する。
- ・**排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管**については、建築工事及び建築設備工事において、建物の屋内排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合は、供給状況に地域格差があること、管の使用用途及び機能的特性に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・**自動水栓**については、建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・**自動洗浄装置及びその組み込み小便器**については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・**大便器**については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・**再生材料を使用した型枠**については、供給状況に地域格差があること及び製品に使用されるプラスチックは使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであることに留意しつつ、合板型枠又は鋼製型枠以外を用いる場合で、側溝、重力式擁壁、排水ます等の小構造物において、その使用を推進する。
- ・**合板型枠**については、コンクリート型枠のせき板として合板を使用する場合に、その使用を推進する。
- ・**排出ガス対策型建設機械**については、「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）に従い、その使用を推進する。
- ・**低騒音型建設機械**については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付建設省経機発54号）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進



ケーンソ中詰め材		
地盤改良材	・地盤改良用製鋼スラグ	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
コンクリート用スラグ骨材	・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
アスファルト混合物	・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
路盤材	・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
混合セメント	・高炉セメント ・フライアッシュセメント ・生コンクリート（高炉） ・生コンクリート（フライアッシュ）	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
鉄鋼スラグ水和固化体	・鉄鋼スラグブロック	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
吹付けコンクリート	・フライアッシュを用いた吹き付けコンクリート	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
塗料	・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 ・高日射反射率塗料	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
防水	・高日射反射率防水	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
舗装材	・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
園芸資材	・バーカーたい肥 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
中央分離帯ブロック	・再生プラスチック製中央分離帯ブロック	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
タイル	・セラミックタイル	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。
フローリング	・フローリング	調達を実施する品目について は、調達目標を100%とする。



・旅客輸送	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
・蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
・庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
・クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
・飲料自動販売機設置	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
・引越輸送	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
・会議運営	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
・印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。

## 22. ゴミ袋（1品目）

調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。

## II. 特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

特定調達物品以外の環境物品等を選択する場合は、エコマークやエコリーフ等を参考にし、環境負担の少ない製品の調達に努めることとする。

## III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 省内にグリーン調達のための連絡会議を設けることとし、体制の概要は、別紙のとおりとする。
- 本調達方針は、全ての部局、地方支分部局及び施設等機関を対象とする。
- 調達の実績については、毎年度各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 各調達機関は、調達する品目に応じて、既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- すべての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月18日作成）に準拠して行うよう努める。
- 公共工事の環境負荷低減施策省内連絡会では、法に関する事項を含め、公共工事の環境負荷低減に関する事項について検討する。また、これらの検討に際しては、学識委員会を設置し、公共工事の環境負荷低減施策の方針全般に関する提言・助言を頂きつつ進めることとする。
- 国土交通省は、環境貢献型の経営（グリーン経営）を促進することなどにより、国土交通行政のグリーン化を目指しているところである。
- 地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。このため、地球温暖化対策の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定）に基づき、環境物品等を率先して調達する。

# 国土交通省グリーン調達推進体制

